

MIRAINO DEBIT PLATINUM

保険サービスガイド

海外旅行傷害保険
国内旅行傷害保険
ショッピングプロテクション

必ずご一読の上、保管下しますよう、お願い申し上げます。
ご旅行の際は緊急時に備えて是非ご携帯ください。

本冊子はミライノ デビットに付帯される保険の概要を記載したものです。実際の保険金支払いの可否等は、三井住友海上火災保険㈱の普通保険約款および特約等に基づきます。なお、保険サービスの内容は予告なく変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。



〈引受保険会社〉三井住友海上火災保険株式会社



フランス・シャルトル大聖堂

海外旅行傷害保険

補償内容と保険金額

補償項目	保険金額(カード会員本人)	保険金額(カード会員本人のご家族)
傷害死亡・後遺障害 (後遺障害)	1億円 (400万円～1億円)	1,000万円 (40万円～1,000万円)
傷害治療費用	1,000万円	500万円
疾病治療費用	700万円	350万円
賠償責任	1億円	5,000万円
携行品損害	100万円(1年間) (1点または1対あたり10万円限度、全責3,000円)	50万円(1年間) (1点または1対あたり10万円限度、全責3,000円)
救護者費用	500万円(1年間)	250万円(1年間)

(対象となる家族の範囲)

- ①カード会員の配偶者
- ②カード会員またはカード会員の配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③カード会員またはカード会員の配偶者と生計を共にする同居の未婚の子

★ご注意

- 1.複数のデビットカード又は、クレジットカード(他社カードを含む)付帯の傷害保険にご加入の場合、死亡・後遺障害の保険金は、最も高い保険金額の限度となり、各カード(他社カードを含む)に付帯する保険金額に応じて按分して保険金をお支払いします。ただし、法人カード(法人等がカード利用代金支払義務を負うもの)とそれ以外のカードをお持ちの場合は、法人カードとそれ以外のカードのそれぞれに上記の規定が適用されます。死亡・後遺障害以外の保険金は、複数の同種保険にご加入の場合、デビットカード付帯に限らず、各保険の保険金額に応じて、保険金が支払われるべき損害額を按分して保険金をお支払いします。
- 2.上記保険はカード資格承認の翌日から適用され、補償期間はカード会員資格期間中に開始された旅行期間中です。旅行期間とは、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間(海外旅行の目的で往旅を出発してから往旅に帰着するまでの間、かつ日本出国日前日の午前0時から日本入国翌日の午後12時(24時)までの間)とします。ただし、日本出国日から3ヵ月後の午後12時までは限度とします。

1 傷害死亡・後遺障害、傷害治療費用

①保険金をお支払いする場合

A.傷害死亡・後遺障害

被保険者が旅行期間中の偶然な事故によるケガが原因で事故発生の日を含め180日以内に死亡した場合、被保険者が旅行期間中の事故によるケガが原因で事故発生の日を含め180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、その後遺障害の程度に応じて。

B.傷害治療費用

被保険者が旅行期間中に偶然な事故によるケガが直接の原因で、医師の治療を受けられた場合、ただし、事故発生の日からその日を含めて180日以内に治療のため実際に支出された費用で社会通念上妥当と認められる金額に限り、なお、お支払いの対象となる費用は後記の「疾病治療費用②お支払いの対象となる費用」をご覧ください。

②保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 被保険者の競争・自殺または犯罪行為
- 被保険者に対する刑の執行
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 核燃料物質、または核燃料物質によって汚染されたものの放射性・爆発性その他の有害な特性による事故
- 被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失による事故
- 被保険者が無資格運転中または酒気帯りや麻薬等の影響下で運転中の事故
- 被保険者の妊娠・出産・早産・流産、外科的手術その他の医療処置
- 原因のいかんを問わず、頸部症候群(むちうち症)または腰痛で他覚症状のないもの
- 被保険者が危険なスポーツ活動中の事故
- ※危険なスポーツとは…山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー操縦、超軽量動力機(注4)操縦、ジャイロプレーン操縦その他これらに類する危険な運動をいいます。(注1)山岳登山…ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)
- (注2)航空機…グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3)操縦…職務として操縦する場合を除きます。
- (注4)超軽量動力機…モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等)をいいます。)
- 被保険者が自動車・原動機付自転車・モーターボート等によるレース中(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。)の事故 など
- ★既往の身体障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。

海外旅行傷害保険

2 疾病治療費用

①保険金をお支払いする場合

次のいずれかの場合にお支払いします。ただし、治療開始日からその日を含めて180日以内に治療のために実際に支出された費用で社会通念上妥当と認められる金額に限り、その原因が旅行開始前または旅行終了後に発生したものを除きます。

A. 被保険者が旅行期間中にまたは旅行期間終了後48時間以内に発病した疾病が直接の原因で、旅行期間終了後48時間を経過するまでに医師の治療を受けた場合(ただし、その原因が旅行開始前または旅行終了後に発生したものを除きます)。

B. 旅行期間中に感染した特定の伝染病により、旅行期間終了後14日以内に医師の治療を開始した場合。

※特定の伝染病とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、マールブルク病、コクシオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓急性出血熱、ハンタウイルス症候群、高熱原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症熱をいいます。(2012年5月現在)

②お支払いの対象となる費用(傷害治療費用・疾病治療費用共通)

A. 被保険者が治療のために実際に支出した次の費用

- 医師の診察費、処置費および手術費
- 医師の処置、または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
- X線検査費、諸検査費および手術費
- 職業看護婦(日本国外において医師が付添を必要と認めた場合の付添者を含みます。)費
- 病院または診療所の入院費
- 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあるかまたはベッドが空いていないなどやむを得ない事情により、ホテル等の宿泊施設(住居施設を除きます。以下「ホテル」と言います。)の室内で資格を有する医師の治療を受けたときのホテル客室料
- 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費
- 入院または通院のための交通費(引受保険会社が妥当と認めたものに限り、)
- 病院もしくは診療所に専門の医師がいない、またはその病院もしくは診療所での治療が困難なため、他の病院または診療所に転移するための転移費(治療のため医師または看護婦が付き添うことを要する場合には、その費用を含みます。)ただし、日本国内(被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地)の病院または診療所へ移転した場合には、払い戻しを受けたまたは被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。
- 治療のために必要な通訳雇入費

B. 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち、被保険者が現実に出した金額。ただし、1事故に基づき傷害または1疾病について20万円を限度とします。

- 国際電話料等通信費
- 入院に必要な身の回り品購入費(5万円を限度とします。)
- C. 被保険者が治療のために入院し、その結果、当初の旅行日程を断念した場合において、被保険者が現実に出した次に掲げる費用のうち、引受保険会社が妥当と認めた金額。ただし、払い戻しを受けたまたは被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。
- 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費
- 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費

③保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
 - 被保険者の戦争・自殺または犯罪行為
 - 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
 - 原因のいかなるかを問わず、顔部症候群(むちうち症)または腰痛・他覚症状のないもの
 - 旅行開始前から発病していた疾病、旅行終了後48時間経過後に発病した疾病
 - 被保険者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病
 - 歯科疾病
 - ビッケル、アイゼン等登山用具を使う山岳登山中の高山病 など
- ★既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該疾病と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該疾病が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。

3 賠償責任

①保険金をお支払いする場合

被保険者が旅行期間中に他人の身体の障害または他人の財物の破損または紛失について法律上の賠償責任を負った場合。

※他人のもののうち、被保険者が所有、使用または管理中のものについては保険金をお支払いできません。ただし、次のものは除きます。

- ・レンタル業者より被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品
- ・ホテルの客室および客室内の動産(セーフティボックスのキー、ルームキーを含みます。)
- ・住居など居住施設内の部屋および部屋内の動産(ただし、建物、マンションの戸室全体を賃貸している場合は除きます。)

★ご注意

示談の相手方および賠償額の決定には、引受保険会社の承認が必要になりますので、事前にも必ずご連絡ください。

②保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者・被保険者の故意による事故
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 被保険者の職務遂行に直接起因する事故(仕事上の賠償責任)
- 被保険者の親族に対して生じた事故
- 被保険者が使用・管理中の財物に生じた事故
- 被保険者またはその指図による暴行または殴りに起因する事故
- 航空機・船舶・車両・銃器の所有・使用・管理に起因する事故など

4 携行品損害

①保険金をお支払いする場合

旅行期間中に携行品(カメラ、宝石、衣類など)が、盗難、破損、火災などの偶発的な事故によって損害を受けた場合、携行品1つ(1点または1対)あたり10万円を限度として時価額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします(3,000円自己負担)。

★ご注意

1. 携行品とは、被保険者が携行する(注)身の回り品で、被保険者が所有する物と旅行開始前に被保険者がその旅行のために他人から無償で借りた物をいいますが、現金、小切手、クレジットカード、コンパクトレンズ、現金自動支払機用カード、株券、手形、預金証書、免許証、自動車、オートバイ、船、動植物、帳簿、図面、各種書類等は含みません。(また居住施設内にあるもの、および別送品も含みません。)

- (注)「携行する」とは、携え持っている状態または被保険者が常時監視できる状態をいいます。
2. 危険な運動(ビッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンクライダー搭乗など)を行っている間については、それらの運動のための用具は含みません。
3. 携行品である旅費の盗難等による損害の場合には、5万円を限度として、その再発給費用または運搬費発給費用(再発給地(事故発生地から再発給を受ける最寄りの在外公館所在地)までの交通費、再発給地での宿泊費を含みます。)を支払います。
4. 携行品である乗車券等(定期券は除きます)の損害の場合には当該乗車券等の経路および等級の範囲内で実際に支出した費用を5万円を限度にお支払いします。

②保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 差押、徴発、没収等公権力の行使による事故
- 携行品自体の瑕疵または自然の消耗による事故
- 商品、製品等、業務の目的のために使用される設備・什器等
- データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- 燃焼傷、凍傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷で携行品の機能に支障をきたさない事故
- 置き忘れまたは紛失による事故(置き忘れ後に生じた盗難も含む)
- 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的の事故
- 修理の際に発生する送料・交通費 など

★現金・小切手・有価証券類、切手・定期券等、預貯金証書・クレジットカード・運転免許証等、稿本・帳簿等、義歯・義肢・コンタクトレンズ等、動植物、船舶・自転車、危険なスポーツを行っている間の用具等は携行品に含まれません。

5 救済者費用

①保険金をお支払いする場合

救済対象者が旅行期間中に、次のどれかに該当する事由に遭遇し、捜索救助等が必要となった場合、救済対象者およびその親族が支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。

- 旅行期間中の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
- 疾病により旅行期間中に死亡された場合
- 旅行期間中に発病した病気(補償期間中に医師の治療を開始し、その後医師の治療を受けた場合に限り、)が原因で補償期間終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合
- 旅行期間中の事故によるケガまたは補償期間中に発病した疾病(妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病は含みません。補償期間中に医師の治療を開始した場合に限り、)が原因で、継続して7日以上入院された場合
- 旅行期間中の事故により搭乗機・船舶が行方不明・遭難された場合、生死が確認できない場合または捜索・救助活動が必要となったことが警察等の公的機関により確認された場合

②お支払いの対象となる費用

救済対象者および親族の方が支出した次の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額

- ・現地に赴く航空運賃等交通費(救済者3名分限度)
- ・現地でのホテル等客室料(救済者3名分限度かつ1名につき14日間限度)
- ・現地からの被保険者の移送費用
- ・救済対象者の死亡による現地での遗体処理費用(100万円限度)
- ・救済者選航手続費および現地での諸雑費(20万円程度)
- ・捜索救助費用

海外旅行傷害保険

③ 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 被保険者の戦争・自衛または犯罪行為(自殺による死亡を除く)
- 戦争・暴動等、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故(無資格運転・酒気帯び運転中の事故による死亡を除く)
- 旅行開始前から発病していた疾病を原因とする入院
- 被保険者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病(妊娠・出産・早産・流産による責任期間中の死亡を除く)
- 歯科疾病

など

保険金受取人と保険金請求にあたり必要な書類

① 保険金受取人

傷害死亡保険金	→	被保険者の法定相続人
救済者費用保険金	→	救済対象者または救済対象者の親族のうち当該費用を負担された方
その他の保険金	→	被保険者の方

② 保険金請求に必要な書類

保険金種類	死亡保険金	傷害保険金	治療費用	救済者費用	旅行用品損害	賠償責任
医師の診断書			○(※)			○
治療費の明細書・領収書			○			○
死亡診断書	○					
事故証明書	○	○	○	○	○	○
支出を証明する書類				○		
示談書						○
示談金領収書						○
損害額を立証する書類						○
損害品明細書					○	
損害額を証明する書類					○	
除籍簿	○					
委任状・戸籍謄本	○					
後遺障害診断書		○				
カード(コピー)	○	○	○	○	○	○
保険金請求書	○	○	○	○	○	○
パスポート(コピー)	○	○	○	○	○	○

★ご注意

※○印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。

(注)診断書は保険金をお支払いの対象とはなりません。治療費が10万円以下の場合には原則として診断書の取付を省略できます。

海外旅行傷害保険 保険金請求手続き

※事故の日から30日以内に事故発生状況・ケガの程度などをご連絡ください。

三井住友海上火災保険株式会社 ミライノ デビット保険デスク

0120-977-001

(受付時間)9:15~17:00(年中無休)

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意下さい。

〈緊急時のご連絡先〉

〈緊急医療アシスタンスサービス〉

(年中無休24時間・日本語受付)

海外旅行中に不慮のケガや疾病に見舞われ、医療施設への緊急移送の必要がある場合などは、ご滞在地に於いて、以下のセンターへお電話ください。なお、サービス対象地域は日本国外です。三井住友海上の緊急医療アシスタンスサービスは、国際的なアシスタンス専門会社である「AXAアシスタンス社」と提携して実施しております。

〈サービス内容〉

- ①ケガや病気の場合の緊急アシスタンス
 - 医師・医療施設の紹介・案内
 - 医療費のキャッシュレスサービス
 - 患者の医療施設への移送
 - 患者の本国への移送
 - 現地での医師の緊急派遣
 - 医療品類の緊急手配
 - 通訳の紹介・手配
- ②ケガや病気により亡くなった場合の緊急アシスタンス
 - 現地での遺体の埋葬
 - ご遺体の本国への移送
- ③その他のアシスタンス
 - 救済者の渡航・宿泊手配
 - 遺棄された場合の捜索・救助
- ④法律上のアシスタンス
 - 弁護士・紹介・手配 など

※原則として、①は傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、②・③は救済者費用等保険金、④は賠償責任保険金のそれぞれのお支払いの対象となります。

滞在地	電話番号	滞在地	電話番号
アメリカ本土・アラスカ・ハワイ・グアム・サイパン	1-877-300-3931	オーストラリア	1-900-096-539
カナダ	1-877-791-2147	ニュージーランド	0800-880-301
ブラジル	0800-892-3138	イギリス	0808-234-3799
メキシコ	001-900-514-6615	イタリア	800-789644
中国(北部)	10800-813-2784	オーストラリア	0800-296-202
中国(南部)	10800-481-2967	オランダ	0800-022-8267
香港	800-905-123	ギリシャ	00-900-161-2206-6596
台湾	00801-814653	スペイン	0800-83-8151
韓国	00798-817-1701	ドイツ	900-9-581-72
シンガポール	800-810-2355	フランス	0800-1812395
インド	000-800-1007-806	南アフリカ	0800-918-494
インドネシア	001-803-00811-303	ロシア	810-800-2056-4081
タイ	001-800-814-5145	上記以外の地域	
フィリピン	1-800-1-816-0280	または無料電話がご利用いただけない地域	81-18-888-9999 ★
マレーシア	1-800-81-5069		

※中国北部・河北地域(北京市、天津市、河北省、山西省、内蒙古自治区)、東北地域(遼寧省、吉林省、黒龍江省)

中国南部(上記以外(上海市、重慶市等))

※滞在地の国・地域によっては無料電話に対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があります。電話機種や回線事情によりご利用にならない場合や、ホテル等客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタル等した携帯電話から無料電話にご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となりますのであらかじめご了承ください。また、電話番号は最新のものをご案内しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

※無料電話番号以外は、コレクトコールをご利用ください。

国内旅行傷害保険

補償内容と保険金額

補償項目	保険金額(カード会員本人)	保険金額(カード会員本人のご家族)
傷害死亡・後遺障害	1億円	1,000万円
入院(1回につき)	5,000円	2,500円
通院(1回につき)	5,000円	2,500円

(対象となる家族の範囲)

①カード会員の配偶者

②カード会員またはカード会員の配偶者と生計を共にする同居の親族

③カード会員またはカード会員の配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

★ご注意

1.実際の保険金をお支払いの可否は、別途傷害保険普通保険約款およびデビットカード用国内旅行傷害保険約款が、三井住友海上火災保険(株)所定の保険約款に基づきます。

2.入院保険金、手術保険金、通院保険金は、事故発生日を含めて7日以内に治療を終了された場合には、お支払いの対象となります。

3.他に同種の保険契約が付帯されているデビットカード(クレジットカードを含む)をお持ちの場合のお支払保険金については、国内旅行傷害保険の死亡・後遺障害保険金額および入院保険金日額・通院保険金日額は、他のデビットカード付帯保険から同時に保険金が支払われる場合、保有するデビットカード(クレジットカードを含む)のそれぞれの保険金額のうち最も高い保険金額を限度として保険金が支払われます。

4.他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について、本付帯保険のお支払い金額(デビットカード又は、クレジットカード複数保有の場合、上記参照)と、任意加入保険のお支払い金額の合算金額になります。

③保険金をお支払いできない主な場合

○被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失

○被保険者の無資格運転、酒気帯び運転

○戦争、その他の変乱

○被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為

○被保険者の脳疾患、疾病、心療疾患

○放射線照射・汚染、原子核反応

○危険なスポーツ(※下記参照)中のケガ

○地震、噴火または津波

○むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの など

※危険なスポーツとは、以下のものをいいます。

山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動。

保険金受取人と保険金請求にあたり必要な書類など

①保険金受取人

死亡保険金	→ 被保険者の法定相続人
その他の保険金	→ 被保険者の方

②保険金請求に必要な書類

必要書類	事故の形態	死亡 (傷害)	後遺障害 (傷害)	入院 (傷害)	通院 (傷害)
保険金請求書		○	○	○	○
医師の診断書				○	○
死亡診断書または死体検案書(死亡地のもの)		○			
事故証明書		○	○	○	○
戸籍謄本		○			
委任状		○			
後遺障害診断書			○		

★ご注意

※①印は原則として必要書類。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。

※入院・通院保険金について、請求額が10万円以下の場合、診断書は原則として省略可。

※診断書・事故証明書等の発行手数料は、保険金支払い対象外です。

※写真代、見積料、修理などに要した交通費は保険金お支払い対象外になります。

③保険金の代理請求人制度について(保険金請求についての重要なお知らせです。)

被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいないときは3親等以内の親族の方が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

④保険金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。

1 死亡・後遺障害、入院、手術、通院

①保険金をお支払いする場合

A.被保険者が日本国内を旅行中、乗客として公共交通機関に被害を被り、「②お支払いする保険金」のA～Dに該当した場合。

※航空機に搭乗の場合は、航空機の乗客に限り入場が許可される飛行場敷地内における傷害事故および航空機の不時着陸時の接続交通機関に搭乗中を含みます。

B.被保険者が日本国内を旅行中、旅館、ホテル等の宿泊施設に宿泊者として滞在中に、火災・爆発事故により被害を被り、「②お支払いする保険金」のA～Dに該当した場合。

C.被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行に参加中に被害を被り、「②お支払いする保険金」のA～Dに該当した場合。

★ご注意

「募集型企画旅行」とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加を募集する形態の旅行(平成16年12月16日国土交通省告示第1593号に定められた標準旅行約款募集型企画旅行契約の第2条第1項に規定するものをいいます。)をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。

「募集型企画旅行に参加中」とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行の日程に定める最初の乗送・宿泊機関等(募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関を含みません。)を利用した時から最後の乗送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし募集型企画旅行の行程から離脱した期間は除きます。

「公共交通機関」とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法などに基つき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バスなどを含みます。

②お支払いする保険金

「①保険金をお支払いする場合」のA～Cによりその被害が原因で事故発生日から180日以内にA.亡くなったとき

保険金額(死亡・後遺障害)の100%をお支払いします。

B.後遺障害が生じたとき

その程度に応じて保険金額(死亡・後遺障害)の3%～100%をお支払いします。

(注)Aでは既に支払った後遺障害保険金がある場合、控除した残額をお支払いいたします。

「①保険金をお支払いする場合」のA～Cによりその被害が原因で

C.入院されたとき

5,000円/日(ただし事故発生日より180日限度)

D.通院されたとき

5,000円(ただし事故発生日より180日以内で90日限度)

〈事故時のご連絡先〉

国内旅行傷害保険 保険金請求手続き

※事故の日から30日以内に事故発生の状況・ケガの程度などをご連絡ください。

三井住友海上火災保険株式会社 ミライノ デビット保険デスク

0120-977-001

(受付時間)9:15～17:00(年中無休)

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意下さい。

ショッピングプロテクション

1 自動的に補償されます。

事前にご通知いただくことは必要ありません。ミライノ デビットでお買い上げいただいた商品について、自動的に補償されるミライノ デビット会員だけの特典です。

2 被保険者

ミライノ デビット会員およびこれらの方から補償の対象となる商品の贈与を受けられた方。

3 補償内容

ミライノ デビット会員が、ミライノ デビットを利用して、補償期間中に購入した商品が購入日及び購入日翌日(配送等による場合には商品の到着日)より90日以内に、破損、盗難、火災などの偶然な事故により損害を被った場合に、補償いたします。

4 期間中の補償限度額

会員1名につき期間中の補償限度及び自己負担額は次のとおりです。

補償限度額	100万円
自己負担額	10,000円
補償期間	購入日及び購入日翌日より90日間

★ご注意

※補償限度額:会員1名につき年間の補償金支払いの限度です。

※自己負担額:各カードとも1事故につき10,000円が自己負担額となります。

※対象期間:各カードとも商品の購入日から始まり購入日の翌日から起算して90日間が補償対象期間となります。

5 補償金額

カードご利用控あるいは購入店の領収書に記載された商品の購入金額(修理が可能な場合は修理金額が購入金額のどちらか低い金額)から自己負担額を控除した金額を補償いたします。ただし、会員1名につき前記補償限度額を限度とします。また、購入した商品の代金の一部をカードで支払った場合には、カードのご利用控の金額を限度とします。

6 補償の対象となる商品

ミライノ デビットを利用して購入した商品が対象となります。ただし、次の商品は除かれます。

- ①船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機、自動車、自動二輪車、原動機付き自転車、自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、セーリングボート、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品
 - ②携帯電話等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
 - ③銃器、義肢、コンタクトレンズその他これらに準ずるもの
 - ④動物および植物
 - ⑤現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車・船券・定期券、宿泊券、観光券および旅行券を含みます。)、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット
 - ⑥食料品
 - ⑦稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの
 - ⑧不動産および不動産に準ずるもの
 - ⑨会員が従事する職業上の商品となるもの
- (注)(1)ギフトカードで購入した商品は対象となりません。
(2)修理された場合の送料は対象となりません。

7 補償の対象とならない主な損害

- ①会員または保険金を受取る方の故意または重大な過失に起因する損害
- ②保険の目的の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ咬み、または性質によるむれ、かび、変質、さび、もしくは腐食によって生じた損害
- ③商品の瑕疵、製作の欠陥による損害
- ④戦争、暴動その他の事変に起因する損害
- ⑤国または公権力の行使に起因する損害
- ⑥核燃料物質に起因する損害
- ⑦紛失または置き忘れ(置き忘れ後に生じた盗難も含む)に起因する損害

- ⑧水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに隣接して生じた損害
- ⑨詐欺または横領に起因する損害
- ⑩故障による損害
- ⑪商品の誤った使用に起因する損害
- ⑫商品の配送中に生じた損害
- ⑬筐体類の単独損害
- ⑭商品機能に直接関係のない汚損、擦損、塗料の剥落、その他外形上の損傷
- ⑮楽器の音色・音質の変化、弦の切断等
- ⑯美術品の損害に対する価値の下落
- ⑰原因のいかんを問わず、温度、湿度の変化または空気の乾燥等により生じた損害
- ⑱商品の保管場所において、普通能力のある満15才以上の者の不在時に生じた損害(不在期間が引き続き72時間を超えない場合を除きます)
- ⑲他人より委託されて購入した商品

8 補償金請求

- ①補償の対象となる損害が発生したら、会員はただちにミライノ デビット保険デスク(三井住友海上)にお電話にてご連絡ください。
- ②後日、保険会社より保険金請求書を送付致しますので次の「③保険金請求に必要な書類」を添付のうえご返送ください。
- ③保険金請求に必要な書類

請求される補償金の種類	破損 事故 補償金	盗難 事故 補償金	火災 事故 補償金	その他の 事故 補償金	備 考
必要書類					
保険金請求書	○	○	○	○	必要事項を記入のうえ署名・捺印ください
罹災証明および盗難届出証明書		○	○		所轄の消防署・警察署で取り付けてください
修理費見積書または領収書	○		○	○	修理先または購入先で取り付けてください
売上票(お客様控え)	○	○	○	○	
損害を受けた対象物(現物)	○		○	○	
損害状況写真	○		○	○	
カードのコピー	○	○	○	○	
その他の関係書類	○	○	○	○	必要な場合は、別途保険会社よりご連絡させていただきます

★ご注意

※○印は原則として必要な書類、○印は場合によって必要な書類です。

※全額の場合は、原則として購入品を回収させていただきます。

※上記各書類は原則として本紙が必要です。(コピーしたものでは認められません。)

※盗難事故の際、警察で盗難届出証明書を発行しない場合は、盗難届受理番号が必要となります。

※配送後の商品の損害については原則として受領証(商品の到着日を確認)が必要となります。

※上記書類が取り付けられない場合やご記入いただいた内容が事実と相違している場合には、保険金のお支払いができない場合がございます。

本書面の内容は概要を説明したものであり、実際の保険金お支払いの可否は、別途勘定総合保険普通保険約款および特約条項等に基づきます。

ショッピングプロテクションのご相談・お問い合わせ

※保険金請求の場合、事故日より30日以内に連絡ください。

三井住友海上火災保険株式会社 ミライノ デビット保険デスク

☎0120-977-001

(受付時間)9:15~17:00(年中無休)

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意下さい。